

# 第122回パテント研究会のご案内

## (参加費無料)

パテント研究会事務局  
弁理士 長谷 久生

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、弊所の知財担当者向けの研究会として、第122回パテント研究会を開催致しますので、ご案内申し上げます。

1. 日時 平成24年1月20日(金) PM3:30~5:30
2. 場所 特許業務法人広江アソシエイツ特許事務所 6F セミナールーム  
岐阜市宇佐3丁目4-3 Tel: 058-276-2122
3. 講師 特許業務法人広江アソシエイツ特許事務所 弁理士 広江 政典
4. 内容 「平成23年特許法改正」  
平成23年6月に特許法等の一部を改正する法律が国会で承認され、平成24年4月1日から施行される予定です(正規の施行日は未確定)。主な改正点を以下に記載します。

- (1) 通常実施権及び真の発明者を適切に保護するための改正
- (2) 制度の利便性向上のための料金・手続等の見直し
- (3) 紛争を迅速・的確に解決するための審判制度の見直し

皆様に最新の情報をご提供すべく、平成23年特許改正法について広江アソシエイツ特許事務所のパートナー弁理士の広江政典が解説します。

尚、今回はセミナー終了後、参加者の意見交換の場として懇親会も予定しております(会費3000円)ので、こちらも合わせてご参加願います。

特許業務法人広江アソシエイツ特許事務所

FAX:058-276-7011

パテント研究会事務局 長谷宛

研究会：ご出席 ・ ご欠席

懇親会：ご出席 ・ ご欠席

会社名		役職・名前	
住所	〒		
電話		FAX	



特許業務法人  
**広江アソシエイツ特許事務所**

岐阜市宇佐3丁目4-3 〒500-8368  
Tel 058-276-2122 Fax 058-276-7011  
E-Mail info@hiroe.co.jp  
Website <http://www.hiroe.co.jp/>